

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 7月29日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

**鳥取県人事委員会規則第26号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
略		略	
知事事務部局	部長（農業大学の部長を除く。）理事監 防災監 次長 参事監 局長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。）行政監察監 院長 課長（農業大学の課長を除く。）室長（衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。）副局長 校長 <u>企画調整幹</u> 民芸振興官 チーム長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 分場長 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに人事・評価室及び業務効率化室改革推進担当の主幹に限る。）総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 水産課取締船長 副主幹（総務課施設担当、人事・評価室、給与室、福利厚生室及び業務効率化室改革推進担当の副主幹に限る。）監察員 主事（人事・評価室、給与室及び業務効率化室改革推進担当の主事で、企画に関する事務を行うものに限る。）	知事事務部局	部長（農業大学の部長を除く。）理事監 防災監 次長 参事監 局長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。）行政監察監 院長 課長（農業大学の課長を除く。）室長（衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。）副局長 校長 民芸振興官 チーム長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 分場長 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに人事・評価室及び業務効率化室改革推進担当の主幹に限る。）総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 水産課取締船長 副主幹（総務課施設担当、人事・評価室、給与室、福利厚生室及び業務効率化室改革推進担当の副主幹に限る。）監察員 主事（人事・評価室、給与室及び業務効率化室改革推進担当の主事で、企画に関する事務を行うものに限る。）
略		略	
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、平成20年 8 月 1 日から施行する。